

所管部課	学校教育部教育指導課	部長	阿部晴彦		
件名	東大和市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について				阿部
	区分		1 審議事項	○	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1 要旨					
<p>「男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法」が改正されたことに伴い、東京都が行った規程の改正に準じ、東大和市立学校の職員に関係する本規程の整備を行うものである。</p> <p>(1) 改正内容 「妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い禁止」の防止措置義務が新たに講じられたため、妊娠等を理由とする就業環境を害する行為をすることがないように、禁止事項を追加する。</p> <p>(2) 施行日 平成30年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 東京都に準拠した対応であり、適切な服務の運用に寄与することができる。</p>					
2 経過（現在に至るまでの経過）					
<p>(1) 規程の案文は、文書課において審査済み。</p> <p>(2) 平成30年3月23日開催の教育委員会定例会において承認済み。</p>					
3 留意事項（問題点等）					
4 主管部処理案（検討結果等）					
改正後の規程に基づき、適切な事務の執行及び管理を図りたい。					
5 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。